

名古屋市計量検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第78号

名古屋市計量検査手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市計量検査手数料条例（平成12年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1項非自動はかりの項中「1,400円」を「2,100円」に、「1,800円」を「2,700円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「3,100円」を「4,600円」に、「250円」を「350円」に、「500円」を「700円」に、「900円」を「1,300円」に、「1,500円」を「2,200円」に、「2,100円」を「3,100円」に、「3,700円」を「5,500円」に、「6,900円」を「10,300円」に、「10,700円」を「16,000円」に、「15,000円」を「22,500円」に、「19,100円」を「28,600円」に、「21,600円」を「32,400円」に、「29,800円」を「44,700円」に、「51,200円」を「76,800円」に改め、同項皮革面積計の項を削り、同表第2項中「7,400円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表第1項の改正規定中「1,400円」を「2,100円」に、「1,800円」を「2,700円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「250円」を「350円」に、「500円」を「700円」に、「900円」を「1,300円」に、「1,500円」を「2,200円」に改める部分は、令和9年4月1日から施行する。